

# すべての人がいきいきと安心して暮らせるまちへ 12月3日～9日は障害者週間です

【問い合わせ】 障がい福祉課  
☎ 22・9657 FAX 22・9662  
✉ shougai@city.iga.lg.jp



障害者週間は、障がいのある人の社会参加を推進し、障がいに対する理解と認識を深めるための週間です。障がいのある人の社会参加は、まわりの人の理解と認識があつてこそ実現します。誰もが心地よく安心して暮らせるまちづくりはそつした一歩から始まります。

## 令和6年4月

### 改正障害者差別解消法が施行されます

障害者差別解消法は、障がいのある人もない人も、すべての人がお互いの人格や個性を尊重しながらともに生活できる社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消をめざす法律です。

この法律では、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」が求められています。

#### ◆今回の改正のポイント

営利・非営利、個人・法人を問わず民間事業者による「合理的配慮の提供」が、「努力義務」から「義務」になります。

#### ◆「不当な差別的取扱い」とは？

正当な理由なく、障がいがあるという理由だけでサービスなどの提供を拒否したり、提供にあたって条件を付けたりすることです。

(例)

- 受付の対応を拒否する
- アパートなどの入居を断る
- 本人を無視して付き添いの人だけに話しかける など

#### ◆「合理的配慮の提供」とは？

障がいのある人から、生活の中で支障となる事柄を取り除くための配慮を求められたときに、負担になり過ぎない範囲で対応することです。

(例)

- 段差がある場合、車椅子利用者の補助をする
- 筆談、読み上げ、手話など、意思疎通の配慮を行う
- 飲食店などで、車椅子の人も利用できるように、机や椅子の配置の一部を変更する
- 職場において障がいの特性に応じて休憩時間の調整などを行う

### 障がい者福祉に関する

#### 相談窓口

#### ◆伊賀市障がい者相談支援センター

(本庁舎1階)

☎ 26・7725 FAX 24・7511  
✉ iga-syougai@ict.jp

市が設置している相談窓口で、障害者手帳のあるなしに関わらず、障がいのある人やその家族からの障がい福祉サービスの利用や困りごとについての相談に応じます。

#### 伊賀市障害者福祉連盟の加入者を募集しています

市内在住の障がいのある人やその家族が相互の親睦を図り、共通の問題の解決に向け、さまざまな活動を行っている団体です。

#### 【問い合わせ】

伊賀市障害者福祉連盟事務局  
(伊賀市社会福祉協議会内)  
☎ 33・0064 FAX 21・8123  
✉ dantai@hanzou.or.jp



◆伊賀市障がい者相談員  
市の委嘱で活動している相談員です。自身の経験をもとにアドバイスをします。(敬称略)

【身体障がい者相談員】  
赤井 聖功(阿保)

【知的障がい者相談員】  
船見 泰子(緑ヶ丘本町)  
稲森 あけみ(蓮池)

## 香害・化学物質過敏症をどう存じですか

香害とは、合成洗剤・柔軟剤・芳香剤など、身近にある人工的な香りに含まれる化学物質によって、さまざまな健康被害が生じることをいいます。この香害が原因で、化学物質過敏症が誘発されることがあります。

発症のメカニズム(仕組み)は、解明されていない部分があるものの、ある程度の量の化学物質にさらされると、それ以降は、ほんのわずかな化学物質にも過敏に反応するようになってしまつという症例が多く報告されています。

化学物質過敏症は現在もあまり多くの人に知られていないため、周りから理解されにくく、日常生活のさまざまな場面で心身ともに深刻な症状に悩まされています。

私たちの暮らしには、柔軟剤や整髪料などの人工的な香りがあふれていますが、それが原因で苦しんでいる人が周りにいるかもしれません。化学物質過敏症について、皆さんのご理解とご配慮をお願いします。



#### ◆主な症状

頭痛、動悸、吐き気、全身倦怠感、ぜんそく、皮膚炎など、症状は人によってさまざまな形で現れます。

#### ◆原因物質(例)

- シャンプー
- 香水
- 香料
- 化粧品
- 整髪料
- 消臭剤
- 柔軟剤・洗剤
- 防虫剤
- 塗料



【問い合わせ】 障がい福祉課 ☎ 22-9657 FAX 22-9662 ✉ shougai@city.iga.lg.jp  
健康推進課 ☎ 22-9653 FAX 22-9666 ✉ kenkousuishin@city.iga.lg.jp

## 「エイズ」を正しく理解しましょう

#### ◆12月1日は「世界エイズデー」

エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、毎年12月1日を中心にエイズに関する啓発活動などを実施しています。

HIVの感染経路は主に「性的接触」「血液感染」「母子感染」の3つです。HIVの感染力は弱く、性行為以外の社会生活のなかで感染することはありません。例えば、つり革・手すり、トイレの便座、プール・お風呂、握手、せき・くしゃみでは感染しません。

#### ◆エイズってどんな病気？

エイズはHIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染することで免疫力が極端に低下し、感染症などにかかりやすくなったりする病気です。

HIVに感染し、かつ指標となる23疾患のうち1つ以上が発症した時点でエイズと診断されます。

現在はさまざまな治療薬があり、きちんと服薬することでエイズ発症を予防できます。また、HIV感染症・エイズは、感染経路を正しく理解して正しい知識で対処していけば十分予防できる病気です。

#### ◆レッドリボンを知っていますか？

レッドリボンは、HIV感染者・エイズ患者への理解と支援の意思を表すシンボルです。あなたがエイズに関して偏見を持っていない、エイズと共に生きる人々を差別しないというメッセージです。

エイズを克服するためにレッドリボンを知り、レッドリボンを身につけることによって、エイズについてみんな考えてみましょう。



【問い合わせ】 健康推進課 ☎ 22-9653 FAX 22-9666 ✉ kenkousuishin@city.iga.lg.jp

